

肝炎対策の推進に関する意見書

我が国には、C型肝炎患者がおよそ200万人、B型肝炎患者がおよそ150万人もいると言われている。また、C型、B型肝炎は、感染してもほとんど自覚症状がないため、感染していることに気がつかない場合が多く、放置すると慢性肝炎から肝硬変や肝臓がんに移行する危険性の高い深刻な病気である。さらに、1年間の肝臓がんの死亡者数は3万人超で、その9割近くはC型、B型肝炎患者である。

このような中、国では検査体制の強化や治療水準の向上などの肝炎対策に取り組んでいるが、肝炎の早期発見、早期治療が肝臓がん移行阻止の最も有効な方法であり、検査受診者のさらなる拡大や、罹患者に対する治療や生活の支援への取り組みが必要である。

よって、国におかれては、肝炎対策のより一層の推進を図るため、次の事項の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 早期発見、早期治療のため肝炎ウイルス検査体制を充実し、検査費用の負担を軽減すること。
- 2 自己負担の軽減など、ウイルス性肝炎の医療費援助を実施すること。
- 3 肝炎ウイルス感染者に対する偏見と差別をなくすため、正しい知識の普及啓発を行うこと。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

）あて

横浜市議会議長

伊波洋之助